

## 蒲郡市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行）第3条第2項の規定に基づき、広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) たばこの製造
- (2) ギャンブルにかかるもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 占い又は運勢判断にかかるもの
- (6) 興信所、探偵事務所等
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 市税を滞納しているもの
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの

- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (その他の注意点)

第5条 広告掲載については、次に掲げる項目について検討し、判断するものとする。

(1) 割引価格の表示

割引価格の表示を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望価格の30%引き」等

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある際には、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため、代表者名を明記する。

(5) 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認する。

(広告媒体ごとの基準)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。